

## 2 災害時の活動

### 災害情報の収集・伝達

市町村や消防機関からの災害情報や指示を住民に正確かつ迅速に伝え、自分の地域の被害状況や避難状況を収集し、市町村へ連絡します。

また、デマや混乱を防ぐため、不確かな情報は市町村や消防機関、テレビやラジオで確認し地域内の住民に伝えます。

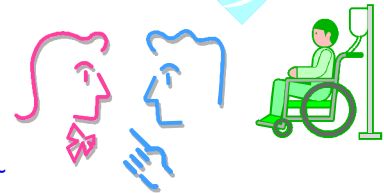
伝達されるべき災害情報の例は次のとおりです。

地震が発生した場合

- ・ 被害の状況（人的、住家、火災、崖崩れ等の状況、建物、道路等の被害状況）
- ・ 津波予報及び警報
- ・ 電気・ガス・水道・電話等の復旧見通し
- ・ 避難の勧告、指示の状況（避難の状況）
- ・ 救援活動の状況
- ・ 給食給水、生活必需品の配給、衛生上の注意等

風水害の場合

- ・ 気象注意報、警報
- ・ 被害の情報（人的、住宅、浸水、崖崩れ等）
- ・ 避難の勧告、指示の状況



**ポイント!** ~ 災害情報は素早く正確に ~

情報伝達の役割をもっている人は、いち早く地域内の被害状況や必要な情報を収集し、自主防災組織のリーダーに連絡します。

自主防災組織のリーダーは、情報に基づき適切な判断を行う必要があります。必要に応じて防災関係機関に対し、出動要請を行います。

災害弱者については、日頃から連絡体制を定めておきます。

### 避難誘導

避難活動の中心的役割は、自主防災組織が担当しなければなりません。防災関係機関と十分協議の上、避難計画をつくり、住民に周知徹底します。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、市町村長は危険な地域の住民に対し、避難の勧告や指示を出します。自分の地域に避難の勧告や指示が出された場合は、速やかに住民に知らせ、避難します。

具体的な例は次のような場合で、住民の生命、身体に危険が生ずる恐れのある時が考えられます。

地震時に津波、大火災等の危険がある場合

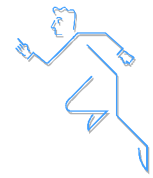
避難の必要が予想される各種気象警報が発表された場合

地すべり、がけ崩れ、土石流などによる危険が切迫している場合

火災が拡大する恐れがある場合 など

避難の勧告や指示が出されていない時でも、津波や土砂崩れなどの危険がある場合はすぐ避難しなければならない場合があります。自主防災組織として、どのようなときに避難しなければならないか、地域の危険性と照らし合わせながら考える必要があります。

避難の方法は、地域の危険性によって異なります。自主防災組織の中で避難誘導担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように周囲の人で協力することが大切です。



## 出火防止・初期消火

地震発生時の火災は、地震そのものによる被害を何倍にも大きくします。

自主防災組織としては、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、家庭からは火を出さないように徹底します。

大地震発生時には、建物などの倒壊による道路の不通、火災の同時多発などにより、消防機関の活動は、通常の火災の場合よりも非常に制限されます。

もし出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行うことが必要です。

### ポイント！ ~ 初期消火活動の一例 ~



大地震が発生した場合、まず自分の家庭の出火防止や家族の安全対策を行います。組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限度必要な人員が集合次第出動します。放水は原則として屋外で行います。火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難します。消防機関が到着したら、必ずその指示に従います。

### 地震時での火を消すチャンス

- 第1 「ぐらっと来たら火の始末」を行う。
- 第2 大きな揺れが鎮まった後、もし火災が発生していたら、用意してある消火器、風呂の水等で消火します。
- 第3 それでも消火しきれないときは、大きな声で「火事だ」と叫び、自主防災組織の出動を呼びかけます。そして消火器や可搬式小型動力ポンプなどを活用して消火します。

## 被災者の救出救助

大きな災害時には、建物の倒壊や落下物などによって多くの負傷者が出ます。自主防災組織では資機材を有効に使い、これらの人の救出活動を行い、必要がある場合は消防機関などに出勤を要請します。

状況に応じて出来るだけ周囲の人の協力を求め、2次災害発生の防止に努めます。

地域の医療機関、市町村、消防機関などとあらかじめ協議し、負傷者が発生したときには医療機関または応急救護所に搬送します。

負傷者の応急手当の方法等について、日頃から市町村、消防機関、日赤などが実施する普通救命講習を受講するなどして習熟しておきます。



## 給食・給水

地震、水害などにより停電、断水、ガスの供給が停止し、さらに食糧や水なども不足することが予想されます。

各家庭や自主防災組織として必要な準備をしておく必要があります。

必要な準備や配慮すべき事項の例は次のとおりです。



### 各家庭

- ・ 数日間（最低3日間）生活できる程度の飲食物を備えておく。
- ・ 長期保存が可能で、できるかぎり嗜好に幅広く対応した食糧及び水を備蓄する。
- ・ 保存可能期限の満了時ごとに交換しておく。
- ・ 持ち出し可能な食糧及び水を非常時持ち出し袋等に入れて、いつでも持ち出せるようにしておく。

### 自主防災組織

- ・ 共同備蓄倉庫等を設け、食糧品、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておく。
- ・ 地域内にある井戸、水槽、池、プール等を調べ、災害時に生活用水として使用できるようにしておく。
- ・ 食料品等の受入れ、配給方法や住民への周知方法をあらかじめ決めておき、災害弱者に配慮しつつ、整然と配付できるようにする。
- ・ 炊き出しなどを行う場合は、衛生管理に配慮する。